

御杖村販売促進等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

御杖村販売促進等支援事業補助金交付要綱(令和4年御杖村告示第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) パンフレット、ポスター、チラシ、DM、カタログ、クーポン券等広告の印刷物の作成及び発送に要する費用

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。

- (1) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者が、当該交付に係る事業と同一の事業を実施する際に要する費用
- (2) 試供品以外の総付景品の製作及び購入に要する費用
- (3) 販売目的の商品の製作に要する費用

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。